

社会福祉法人 東みよし町社会福祉協議会
役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 東みよし町社会福祉協議会（以下「この法人」という。）役員等の報酬並びに実費弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する法人の役員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員会委員
- (5) その他会長が必要と認めた者

(報酬等の支給)

第3条 前条に規定する役員等の報酬等の額は、別表1のとおりとし、本会会長および常務理事には月額支給し、その他役員等は業務日数に応じ支給する。

- 2 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 3 役員等を兼任し、同日にそれぞれの職務についての場合は、一職務についてのみ支給する。
- 4 役員等が職務のため出張したときは、その出張について費用弁償として、役員旅費規程に基づき、旅費を支給する。ただし、日当は、前条の別表1の報酬額を適用する。

(報酬等の支給日)

第4条 会長及び常務理事の報酬等の支給日は、一般職員の例による。

- 2 会長及び常務理事以外の役員の報酬等は、当年度の4月から9月分を9月に支給し、10月から3月分を3月に支給する。

(賞与)

第5条 常務理事に対し賞与を支給することができる。

- 2 賞与の支給方法等は本会契約職員の例による。

(社会保険等)

第6条 会長及び常務理事は、執務状況に応じて社会保険等に加入できるものとする。

(通勤手当)

第7条 会長及び常務理事へは通勤手当を支給する。

2 通勤手当の支給内容及び方法等については、本会職員給与規程に定める内容に準じるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は平成29年4月1日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表1

役職名	報酬等額	
会長	年額	150,000円
常務理事	月額	120,000円
理事（会長及び常務理事を除く）	日額	3,000円
監事	日額	3,000円
評議員	日額	3,000円
その他会長が必要と認めた者	日額	3,000円